【記者発表資料】 令和4年1月21日 道路建設課, 鹿児島県道路公社

指宿有料道路Ⅲ期の山田 I Cがフルインター化されます ~令和4年4月1日(金)供用開始予定~

指宿有料道路皿期の山田 I Cについては、利用者の利便性向上を図るとともに、周辺住宅地の混雑緩和を図ることを目的に、フルインター化に向け、鹿児島県道路公社において、鋭意、整備を進めてきたところですが、この度、令和4年4月1日(金)に開通できる見込みとなりましたので、お知らせします。

なお、新たに設置する「山田第2料金所」には、ETCレーンも配置することから、ETC利用者には、山田料金所と同程度のETC割引率が適用されます。

1 開通日

令和4年4月1日(金)

※開通時間及び式典の開催については、別途、お知らせします。

2 事業概要

場 所:鹿児島市 山田町

事 業 費:62.5億円

(山田ICフルインター化: 47. 1億円)(ETC設置: 15. 4億円)

事業期間:平成28年度~令和3年度

事業主体: 鹿児島県道路公社(有料道路事業)

3 通行料金の詳細

山田第2料金所を利用する車両の料金は下表のとおり

	普通車	大型(I)	大型(Ⅱ)	軽自動車
現金利用	100	150	350	50
ETC利用	90	120	280	4 0

※ 障害者割引(割引率5割以内)は継続 (普通車50円、軽自動車30円、大型I・IIは適用なし)

※ 山田料金所の料金は改定なし

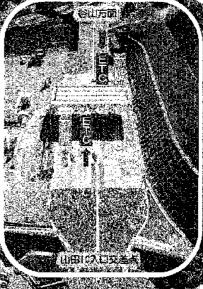
【担当課】

道路建設課 課長 木佐貫 浄治 電話:099-286-3531(直通)



が通信ではいる。 山田イジターチェンジ









AND PROPERTY OF THE BUILDING SERVED AND A STATE OF THE PROPERTY OF THE PROPERT



	三种拉斯	持無統
	通常料金	ETC料金
医自動車教	эŪя	40 _{F3}
报通 集	100g	90 _(%)
大型 底 (1)	1.50m	120g
(心 學歷太	350໘	280≖

210四 190回 330 д 290 д 500д 410д

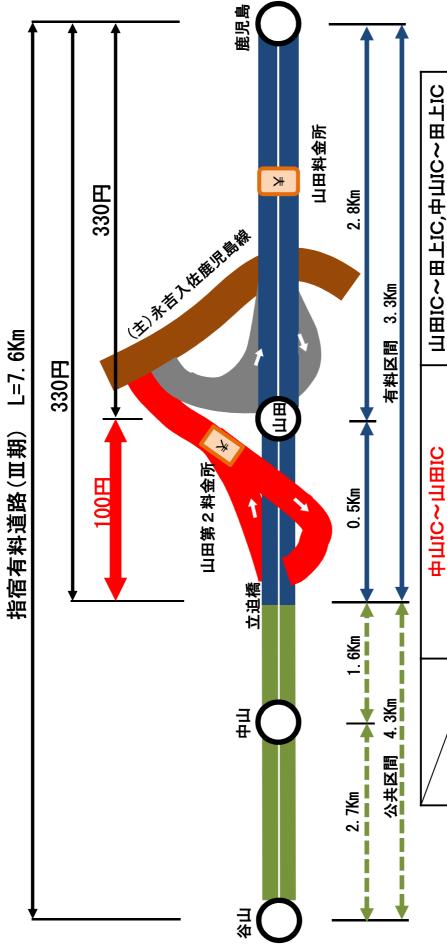
美華 0 1,160_円 960_円

※ETC料金は、原則としてETCシステムを利用して無線運信により料金所を通行し ※中山に〜鹿児園は、山田に〜鹿児園には現在の料金と同じです。





指宿有料道路 山田ICのフルインター化に伴う料金設定について



	中山IC~山田IC(山田IC)	中山IC~山田IC 山田第2料金所)	山田IC~田上IC,中山IC~田上IC (山田料金所)	中山IC~田上IC 4金所)
	現金利用	ETC利用	現金利用	ETC利用
事 .通	100円	田06	330Н	290円
大型車 I	150円	120円	500円	410円
大型車工	350円	280円	1, 160円	日096
軽自動車	50円	40円	210円	190円

【道路公社HPより】



ホーム > 車両区分

車種区分(道路運送車輌法の分類による)

区分表1 鹿児島IC~山田IC

車種	車種区分
軽自動車等	【軽自動車【軽二輪自動車】] (125cc超~250cc以下)注1) 【軽自動車】(660cc以下) 【小型特殊自動車】 【小型自動車(小型二輪自動車)】(250cc超)注1)
普通車	【小型自動車】(2000cc以下) 【普通乗用自動車】 【普通貨物自動車】 (3車軸以下、車両総重量8 t 未満かつ最大積載量5 t 未満) 【マイクロバス】 (乗車定員11人以上29人以下、かつ車両総重量8 t 未満) 【牽引自動車】(軽自動車群による2車軸以上の牽引または普通車群による1車軸牽引)
大型車(I)	【普通貨物自動車】 (車両総重量8 t 以上又は最大積載量5 t 以上のもので3車軸以下、車両総重量が車長及び軸距に応じて25 t 以下のもので4車軸のもの) 【トレーラー】 (3車軸) 【バス】 (路線パスまたは路線パス以外で車長9m未満かつ乗車定員29人以下) 【サロンバス】(乗車定員29人以下) 【普通貨物自動車】 (トラクタ単体で3車軸含む) 【牽引自動車】 (普通車群による2車軸以上の牽引または大型(I)群による1車軸の牽引)注2)
大型車(II)	【普通貨物自動車】 (4車軸以上で、大型(I)に区分される普通貨物自動車以外のもの) 【大型特殊自動車】 【バス】 (路線バス以外で車長9m以上または乗車定員30人以上) 【牽引自動車】(大型(I)による2車軸以上の牽引)注3)

注1)条件つき2人乗り通行可 ただし、道路交通法第71条の4第3,4項により、大型自動二輪車免許又は、普通自動二輪車免許を受けた者で、年齢20歳以上、同免許を受けていた期間が 3年以上あれば、高速自動車国道及び自動車専用道路において自動二輪車(125cc超)を運転する場合、2人乗りが可能である。(平成17年4月より)

注2)旧区分では車軸数の合計が3のもの のみだったが、軽自動車で牽引するのは、4車軸でも「普通車」扱いとする。

注3)旧区分では車軸数の合計が3のもの のみだったが、普通車で牽引するのは、4車軸でも「大型(I)」扱いとする。